

令和6年度運営指導における主な指摘事項

令和6年度運営指導における主な指摘事項

| 区分 | 監査項目 | サービス種別 | 不適切事例 | 要改善・是正事項 |
|------|-------------------|------------|--|---|
| 指定基準 | サービス管理責任者について | 就労継続支援B型 | サービス管理責任者が常勤となっているか不明である。 | サービス管理責任者のうち1名が常勤と認められない場合は、人員欠如減算を適用すること。 |
| 指定基準 | 運営規程について | 放課後等デイサービス | 運営規程に職員の員数の記載がない。 | 運営規程に記載すること。 |
| 指定基準 | 契約支給量の報告について | 放課後等デイサービス | 契約内容報告書を市町村に提出していない。 | サービスの利用に係る契約をしたとき、契約を終了したとき、契約支給量を変更したときは、契約内容報告書により、その契約内容を市町村に遅滞なく報告すること。 |
| 指定基準 | サービス提供の記録について | 就労継続支援B型 | サービスの提供の記録について、利用者の承認を得ていない。 | サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続きを確保する観点から、利用者の承認を得ること。 |
| 指定基準 | 訓練等給付費の額に係る通知について | 就労継続支援B型 | 法定代理受領により市町村から訓練等給付費の支給を受けているが、利用者に対し、訓練給付費の額を通知していない。 | 市町村から訓練等給付費の支払を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る訓練等給付費の額を通知すること。 |

令和6年度運営指導における主な指摘事項

| 区分 | 監査項目 | サービス種別 | 不適切事例 | 要改善・是正事項 |
|------|----------------|------------------------|---|--|
| 指定基準 | 個別支援計画の作成等について | 就労継続支援B型 | サービス管理責任者以外の者が個別支援計画を作成している事例があった。 | 管理者は個別支援計画の作成に関する業務をサービス管理責任者に担当させること。 |
| 指定基準 | 業務継続計画について | 施設入所支援 | 業務継続計画を策定していない。 | 業務継続計画を策定し、職員に通知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的業務継続計画の見直しを行うこと。 |
| 指定基準 | 衛生管理について | 施設入所支援 | 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置が確認できない。 | 委員会を設置し、おおむね3か月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。 |
| 指定基準 | 身体拘束等の禁止について | 施設入所支援 生活介護 短期入所 | <ul style="list-style-type: none"> 身体拘束等の適正のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 委員会を少なくとも1年に1回は開催すること。 指針を整備すること。 |

令和6年度運営指導における主な指摘事項

| 区分 | 監査項目 | サービス種別 | 不適切事例 | 要改善・是正事項 |
|----|-------------------|------------|--|---|
| 報酬 | サービス管理責任者欠如減算について | 就労継続支援B型 | サービス管理責任者減算を適用していない。 | 減算を適用し、返還すること。 |
| 報酬 | 個別支援計画未作成減算について | 放課後等デイサービス | 個別支援計画未作成減算を適用していない。 | 減算を適用し、返還すること。 |
| 報酬 | 欠席時対応加算について | 放課後等デイサービス | 記録が欠席の連絡を受けた旨にとどまり、相談支援内容の記録がない。 | 欠席時対応加算は、予定していたサービスの利用を中止した場合に、事業所の従業者が、障害児又はその家族等と連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談支援内容を記録した場合に算定できる。要件を満たさない加算請求は返還すること。 |
| 報酬 | 食事提供体制加算について | 就労継続支援B型 | 食事の提供にあたり、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していないにもかかわらず食事提供体制加算を算定している。 | 法人内の従業者に管理栄養士又は栄養士がいない場合は、保健所や役場等外部の栄養士等との連携により食事提供に係る献立の確認を行うこと。 |
| 報酬 | 身体拘束廃止未実施減算について | 施設入所支援 | 身体拘束の適正化を図る措置を講じていない。 | 速やかに改善計画を提出すること。事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算すること。 |